

## スズキへの令和元年6月7日付け勧告(概要)

### 1. 勧告事項

- ・ 長年にわたり、完成検査における様々な不適切事案が放置され、平成 28 年の燃費不正問題の際も改善されることはなく、更に、平成 29 年秋の他社の無資格検査事案発覚の際にも、自社の同種事案を把握するに至らなかったことは、コンプライアンス意識の低さ、自浄能力の欠如、不正事案が報告されない不健全な組織風土等の結果であり、会社のあり方に関わる根深い問題。以下の措置を講ずべき。
  - ① 完成検査現場業務の把握・管理についての再点検並びに継続的 point 検の実施。
  - ② 再発防止策の見直し(次の点に留意)
    - ・ 法令遵守を徹底する意識改革
    - ・ 完成検査の技術的意義、技量・知識に係る継続的な教育
    - ・ 不健全な組織風土の改善
  - ③ 再発防止策の徹底及び実効性確保。
- ・ 再発防止策の実施状況等についての四半期毎報告。
- ・ 不適切事案の判明時、リコール等の必要な措置を速やかに講ずること。

### 2. 立入検査及びスズキの報告書の精査結果に基づく指摘事項(勧告書に添付)

#### (1) 完成検査における不適切事案

##### [全数検査]

- － 無資格検査・他人の印鑑使用(平成 29 年頃まで)
- － 教育不正(教育時間不足、試験未実施、問題・解答漏洩等)(平成 30 年まで)
- － 不合格を合格にする等のずさんな全数検査(平成 31 年 1 月まで)

##### [排出ガス・燃費の抜取検査関係]

- － トレースエラー等の試験条件逸脱(平成 30 年 7 月 18 日まで)
- － 測定結果の書き換え(平成 30 年 8 月 20 日まで)
- － 測定結果の複製(平成 30 年 5 月 15 日まで)

#### (2) 完成検査における不適切事案を判明させる機会を生かせなかったこと

- ① 平成 28 年に燃費不正事案が問題となった際、経営層を含む管理者層が危機感を持った対応をせず、完成検査員らは、燃費不正問題を他人事として考えたり、中には、不適切な行為を行っているとの認識すら持てないままの者がいた。
- ② 他社の無資格検査事案が判明した平成 29 年秋、3 工場(湖西、磐田及び相良)において完成車チェックシートの改ざん行為が行われた。このとき、本社が改ざん行為を指示したとは認められないものの、不在の完成検査員の検査印が押印されている完成車チェックシートの存在が確認された旨の報告を受けた本社や、監査部門のいずれも必要かつ十分な行動をとらず、事案の早期解明の機会を逸しており、その責任は重い。

### 3. その他

- ・ タスクフォースの中間とりまとめ(平成 30 年 3 月 20 日)を踏まえ、当分の間、重点的な監視対象。
- ・ 完成検査の一部未実施 655 台につき、静岡地裁に過料を通知。